

薫風の候 宮崎県防衛協会青年部会 宮崎支部会員諸兄に於かれましては、益々ご清福の段、大慶至極に存じ上げます。

皆様には日頃より当支部運営に際しまして特段のご高配を賜り、深甚なる敬意を表するとともに、倍旧のご支援を伏してお願い申し上げます。

先月の自衛隊行事は四日に新田原基地観桜会、同七日は第六十期高等工科学校生徒入校式参列の為、桜花満開の横須賀武山駐屯地へ行つて来ました。

さて今月は、先月入場券を送付した三日の憲法記念日に開催する、日本会議宮崎県支部主催の「憲法を考える講演会」の主催者挨拶を左記に全文掲載致しますので、何卒ご一読賜れば幸いです。

## 記

皆様、こんにちは。只今司会者よりご紹介を頂きました日本会議宮崎県支部長の小倉でございます。

本日はGW真つ最中の憲法記念日に、この憲法を考える講演会へ、多数ご参集を賜り、主催者を代表して御礼とご挨拶を申し上げます。さて我々日本会議は「誇りある国づくり」を目指し、多様な国民運動を積極的に展開中の、誠に真面目な団体であります。

中でも目下最大の悲願は「憲法改正」であり、第二次安部政権の残任期三年弱の今の時期を逸しては、達成できぬかも知れません。今年二月の衆議院予算委員会で安部首相は、憲法改正の必要性を以下の三点に絞り込んで、丁寧に説明をされました。

一つ目は、現行憲法の原案は事実上占領軍が作成したものであり、基本的に占領軍の強い影響下で制定されたと云う歴史的経過です。

二つ目は、昭和二十二年の憲法制定から六十七年経過し、もはや時代に合わぬ条文や、新たに盛り込むべき権利等も出て来ています。

三つ目は、我が国の憲法を国民自らが制定して行こうとする精神こそ、この国の未来を切り開いて行くに違いないとの確信です。

そして日本会議では「憲法前文の改正」、「天皇を元首と明記」、「九条二項の改正」、「環境保全に関する規定の新設」、「緊急事態に対処する規定の新設」、「国会の憲法改正による発議要件を緩和するための九十六条の改正」の以上七点を論点として掲げました。

何れも重要な論点ですが、分けても最も賛否が対立しているのは、九条二項の改正であり、「九条の会」等を始めとする所謂護憲派が激しい反対運動を展開しており、全く予断を許しません。

問題の九条二項は、今や我が国の存立にとつて重大な障害であり、以下の二つの理由で改正が求められています。

一点目は、九条が謳う「戦力の不保持」と「自衛隊」の矛盾点を、

これまでの政府は牽強付会的な憲法解釈で整合させて来ましたが、今やそうした小手先の弥縫策は既に限界を迎えようとしています。

「正当防衛」や「緊急避難」等でしか武力の行使が認められない現在の自衛隊で、本当に日本の安全は守られるのでしょうか？

二点目は、「権利はあるが行使は出来ない」と云う、集団的自衛権などの珍解釈も全て九条二項の軛であり、我が国の領土と主権を守り、国際社会の信頼を失わぬ為にも諸悪の根源である九条二項を削除し、軍隊の保有を堂々と憲法に明記すべきと考えます。

そこで日本会議では、国民投票法改正案の成立及び、超党派憲法改正賛同議員署名運動を国会内に於いて、また国会に憲法改正の国民投票実現を求める地方議会議決運動を、四十七道府県地方議会に働きかけ、更に衆議院三百選挙区全てに日本会議支部を設立し、「憲法改正推進本部」を設置する組織拡大方針を決定致しました。

さらにこの三項目の実現を担保するためのロードマップも、昨年十一月十三日の全国代表大会の中で承認されたところです。

まずそれに因ると、現在開催中の通常国会期間内に於いて「国民投票法改正案」を成立させます。

そして来年の通常、及び臨時国会に於いて憲法改正原案を提出・審議後、平成二十八年の夏に予定されている「衆参議員W選挙」に合わせ国民投票も実施して一気呵成に1/2を確保の上、日本国民悲願の憲法改正を実現すると云うものです。

我々に残された時間は二年余りで、本日の河添恵子講師の講話を聞かれた皆様にも何卒お力添えを賜り、全国民の憲法改正への機運を高めて頂ければ幸いです。

本日のご来場に重ねての御礼を申し上げ、主催者代表のご挨拶と致します。

平成二十六年五月三日

日本会議 宮崎県央支部 支部長 小倉和彦

以上のようなご挨拶をする為に、五月三日の十四時から宮崎市民文化ホールの壇上に立ちますので、お時間のある方は是非入場券をご持参の上、会場までお運び頂き「河添恵子講師」の講話に耳をお傾け賜れば幸甚に存じます。

これから年間を通して最も良い季節を迎えますが、何とぞ呉々もご自愛専一にお過ごし下さい。

平成二十六年五月一日

宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部 支部長 小倉和彦

